

由布市告示第69号

平成20年第2回由布市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年7月28日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成20年7月30日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
新井 一徳君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
西郡 均君	渕野けさ子君
太田 正美君	二宮 英俊君
藤柴 厚才君	佐藤 正君
江藤 明彦君	佐藤 人巳君
田中真理子君	利光 直人君
久保 博義君	小野二三人君
吉村 幸治君	工藤 安雄君
生野 征平君	山村 博司君
後藤 憲次君	丹生 文雄君
三重野精二君	

○応招しなかった議員

な し

平成20年 第2回（臨時）由布市議会会議録（第1日）

平成20年7月30日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成20年7月30日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第57号 教育委員会委員罷免について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第57号 教育委員会委員罷免について

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 4番 新井 一徳君 | 5番 佐藤 郁夫君 |
| 6番 佐藤 友信君 | 7番 溝口 泰章君 |
| 8番 西郡 均君 | 9番 渕野けさ子君 |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君 |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 久保 博義君 | 19番 小野二三人君 |
| 20番 吉村 幸治君 | 21番 工藤 安雄君 |
| 22番 生野 征平君 | 23番 山村 博司君 |
| 24番 後藤 憲次君 | 25番 丹生 文雄君 |
| 26番 三重野精二君 | |

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。連日の猛暑に今年の7月は記録的な暑さのようですが、本日、ここに平成20年第2回由布市議会臨時会を招集されましたところ、議員各位には公私とも何かとご多忙の中ご出席を賜りましたことにお礼を申し上げます。

さて、本臨時会は議案1件が提案されております。よろしくご審議方お願いを致します。

それでは、開会に先立ち、本臨時会の招集者であります市長のあいさつをいただきます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。梅雨明け以降、猛暑が毎日続く中での昨今であります。議員皆様方にはお変わりなく、ご活躍のことと存じます。

さて、本日は平成20年第2回由布市議会臨時会を招集致しましたところ、大変ご多忙の中、全議員皆様のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本臨時議会では、由布市教育委員会二宮政人委員の罷免について同意を求める議案を上程致しております。

慎重なるご審議をお願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶といたします。

どうかよろしくお願い致します。

○議長（三重野精二君） ただ今の出席議員数は25人です。定足数に達していますので、ただ今から平成20年第2回由布市議会臨時会を開会します。

執行部より市長、各部長、関係課長及び教育委員長の出席を求めています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（三重野精二君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により12番、藤柴厚才君、13番、佐藤正君の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

日程第3 議案第57号「教育委員会委員罷免について」

○議長（三重野精二君） これより議事に入ります。日程第3、議案第57号教育委員会委員罷免についてを上程いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました教育委員会委員罷免について、ご説明申し上げます。

二宮政人教育委員につきましては、平成18年11月13日の臨時会で任命に同意をいただき、これまで由布市の教育行政に尽力されましたが、本年7月4日に大分県教育庁参事兼教育審議官として在職中の大分県教職員採用試験で職務に関し、賄賂を収受した収賄容疑で逮捕、今月25日に起訴されました。

県職員時代での収賄容疑とはいいいながら、逮捕後の由布市教育行政に与えた混乱と停滞及び信用失墜は著しいものがあり、起訴されたことから委員たるに適しない非行があると認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第7条第1項の規定により、二宮政人教育委員会委員の罷免について、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ、慎重なるご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただ今上程され、議題となっております案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

これより審議に入ります。日程第3、議案第57号教育委員会委員罷免についてを議題として質疑を行ないます。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） いくつかお尋ねいたします。最初は、4日の逮捕、詳細説明の中で、25日の起訴を受けてというようなことを言われました。起訴を受けてというのがどのような根拠になるのか分かりませんが、9日には自分の辞職願を弁護士を通じて出したということがあります。対応が早く出来ていたのではないかと思います。辞表を受理しなくて罷免するという立場が鮮明であるならば、それなりの対処の仕方があったと思うのですが、なぜ起訴まで待ったのか、起訴というのが特別に法的に意味があるのかどうか、私はないと思います。逮捕から裁判で判決が確定するまでの間は全て容疑者でありますから、何の意味もないことに時間的なゆとりをおく必要があったのかどうか、明確にしてほしいと思います。

2つ目は、詳細説明の中で縷々述べていますが、非行たるものが、いったい何かということな
んです。逮捕されたこと、或いはそれが由布市にとってマイナスメージだったから、行政を沈
滞させた、或いはまた皆さんの信用失墜を招いたという言い方なんですけども、非行そのものが
そうなのかということをもう少しはっきりさせていただきたいのですが。そういうことが非行に
当たるのかどうか。私は当たらないと思います。彼が逮捕された、その不正採用に関わったその
こと、そのことにきちっと触れるということが重要ではないかと思ひます。教育行政の担当者と
して相応しいかどうかという点を、どういうふうにかえるのか。

3点目は、ここが重要なんですけども、逮捕、起訴されたからということは、逮捕、起訴され
なければ、それで良かったというふうにか受け取れるんです。そういう提案はまずいと思ひん
ですけども、もともと由布市の体裁のみをか考えた提案というものは、裏をか返せば、彼自身
が幅広い識見と人格、経験をか備えられた方であるという理由で、市長自身が任命をして
いるわけですね。その任命そのものの中にその人の経歴そのものも含まれているわけ
です。後にか触れますけども、全然、彼の悪行が分からなかった訳ではないわけ
ですね。私は就任の時に、反対討論の中で、タウンミーティングに直接、彼は教育事務
所長にか関わりありません。しかし、その後露見する中で、ひた隠しにしていた
当時の教育審議監であります。そういうことをか考えたか、決してそういう人
をか選ぶべきでないと、その時言ったんですけども、案の定、そういう小役人的な
根性というのかは、全てにかいきわたったんです。また後にか触れます。そこ
をか辺をか市長自身がどうにかいうふうにか考えるかということ
です。

4番目には、教育委員会教育長の任命権者の教育委員長にかお尋ねします。今回、懲戒処分
をしたという記事が出てました。懲戒免職ですか。しかし、記事をか読んでみると、
特別職である教育委員をか由布市職員懲戒審査委員会、どっちにか分かり
ませんが、記事のか方には由布市職員分限懲戒審査委員会というふうにか
なりましたけども、そのことに審査をか依頼したようにかなっています。
委員会規定のどの部分をか読んでても特別職をかそういうふうにか
そういう審査委員会にか検討するみたい
なことは、私にかは読み取れないんです。それで由布市の規則にか反している
のではないかと。その委員会規則にか。由布市委員会規則の例をか指して、
由布市委員会規則の中で、どこにかそれが適用されるのかかということ
をか説明してほしいと思ひます。

そこで、今言った懲戒審査委員会または、分限懲戒審査委員会なるものにか
ついて、総務部総務課が所管だそうですのでお尋ねします。懲戒審査委員
会の構成員は定めがないんです。規則をか読んでみると。分限懲戒審査
委員会は5人とプラス臨時委員として何人かかという定めはあり
ませんが、臨時委員をか選任することが出来るかということにかな
っています。その過半数をかもって成立するかとなっているんです。ところが、
委員長は副市長にかなっているんです。委員長不在の場合は「あらか
じめ定められた委員長代理委員がかこれを行なう」となっています。しかし、予

め定められようがないんですね。その前に不慮の事故で亡くなる時にちょうど公金横領事件のことでたまたまその審査委員会が開かれていたと、開かれていて暫定的にその中で決めたかどうかということがあるんですけどね。そういう経過があつて、委員長代理を決めたという事実があるなら、そのように報告して下さい。

2つ目は、これまで、懲戒審査委員会、分限懲戒審査委員会で審査された案件があるのかどうか、今言ったように、ちょうど公金横領事件とも関わってきましたので、そういう事案を検討したことがあるのかどうか、お尋ねいたします。

再び教育長の任命権者である教育委員長にお尋ねいたします。教育長として任命した教育委員会が教育長を「懲戒免職」にしたのであれば、その上で市長に罷免をお願い出ると、要請するという行為が一番妥当だと思うんですよ。そして、それを理由にして今日の罷免の議会に諮るといふのなら、先ほどの時間的なことも全てのことが納得いくんですけどね。そういうことが委員会の中で話し合われたのか、それとも全くそういうことには関与しなくて勝手に懲戒免職にしたのか、お答えいただきたいと思います。

さて、これから市長に関わる重要な問題なんですけども、教育委員に任命した市長が、任命する以前の非行を、私は問題に出来ないと思うんですよ。なぜなら、あなた自身がかつて大分県教育委員会の教職員1課に在職しており、そして、その時の当時の教育長自身、田中さんというんですか、実名は出てませんが、6年間の在職中の中で、これまでたびたびそういうことがあったと、不正採用がですね。そういうふうにご公言しているんですね。これは、実名で出てますが、あなたが参事であった当時の直接の課長、これ、郷司さんというんですか、この人がTBSニュースですか、そのインターネットで見ますと、もうずっとあったと、10年前から、そして、その8割が、いわゆる合格ラインに達している人だけども、あとの2割についてはそういう操作をしてたんだと。口利きによってですね。口利きの中身については、校長など教育関係者、あるいは県議会議員、国会議員の秘書、実は10年前というのは、あなたがちょうど担当している頃なんですよ。だからそういうことがすでに行なわれていることを知っておりつつ、たぶん任命したんだろうと思うし、市民の中も、当然知っているからそうしたんだというふうに言っているんです、皆さん。

そして、同時に由布市の市内の採用者が人口比率に比べて、大分市と比べたらとんでもなく高いというんですね、採用者が。南郡もそうなんですけど。それは、あなた自身や今度お招きした二宮政人氏に係ることじゃないかというふうには私は思うんですけど、あなた自身、田中教育長や郷司さんの発言なんか、るる今まで目にし耳にしていると思うんですけど、そういうことを通じてどういうふうに思っておられるのか、市民の疑惑を払拭する、そういう明確なものを持っているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

この機会に前回の質疑で曖昧にされていた点について、改めてお尋ねします。実は、前回の公金横領事件については、公金横領再発防止委員会で検討しているということだったので、私もうかつにもですね、懲戒審査委員会もしくは分限懲戒審査委員会存在そのものについてはあまり関心というか分からなかったのですが、今回そういうのを出されてきて思ったんですけども、総務部長か総務課長か分かりませんが、この前回、何の職務権限のない会計課職員を処分いたしました。法的にはですね。そういうことが、この懲戒審査委員会の中で話し合われたのかどうか。気になるんですよ。本当に職務権限のない者を処分できると考えてるのかどうか。もし、仮に彼らが公平委員会か人事委員会か分かりませんが、異議を申し立てたら、一発で取り消しになる内容でしょ。私の誤解であるなら誤解している部分を、こういう事情で誤解ですよという説明を、どちらかがして下さい。

次に企業出納員を水道課長にしたままで、公営企業法及び由布市水道事業会計規程をクリアできるのかということです。前回、これの私の質疑に全く答えもしなかったですね。ましてや、水道事業管理者は市長です。その職務を水道課長が行なうといいますが、その間にある部長は、前回も懲戒処分はどうだと聞いたときに、そのことについては全く答えなかったのですよ。

○議長（三重野精二君） 西郡議員、今日の議題から外れておりますので。

○議員（8番 西郡 均君） 外れないんよ、次は市長の処分が来るんだから。

○議長（三重野精二君） いや外れております。今日の議題とは関係のない話でありますので、あなたがそう主張するのであれば、ちょっと、暫時休憩を取りたいと思います。議運の方、お集まりをいただきたいと思います。休憩します。

午前10時20分休憩

.....
午前10時26分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。西郡議員にお願いをしますが、質問内容は議案に関係のあることを簡潔に質問をお願いしたいと思います。質問をお願いします。

○議員（8番 西郡 均君） 私は全て議案に関係あると思っているので、再び質問させていただきます。なぜかといいますと、分限懲戒というのについて、どういうふうにか考えるかという点では、同じ性格のものです。そのかつての事案で曖昧にしてた分はきちんとしてもらおうと。当たり前のことですから、きちんと答えて下さい。

水道事業管理者を置かない由布市では、その職務を水道課長にさせるのは管理職の部長を形骸化していることになるのではないかというのが、私の指摘でありました、前回。そのことについて

て、きちっと答えてほしいと思います。

総務部長には、例規集に様式略と記載している書式は、全ての課で整えられたのかどうか、現在の進捗状況を報告して下さい。

最後に、市長の減給処分については内規があるといっていた元部長の答弁は虚偽だったのかどうか、その点についてだけ再確認をしたいと思います。以上です。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 質問にお答えをしたいと思います。まず、遅いのではないかということでございますけれども、今回の提案については、決して遅いとは考えておりません。我々としても十分検討した結果でありまして、遅いとは考えておりません。それからもう1つは、以前の非行であるということでもありますけれども、その非行が今現在の本人の置かれている立場、そういうことから、教育行政に係る大変な信用失墜行為であると。そして、そのことが教育行政を混乱させたと。このことは大変大きなことであると考えておりまして、処分に値するというふうに考えております。3つ目のことについても関連するんですけども、そういう重大な本人のこと、信用失墜行為は全ての面に、処分に対して十分値をするということでありまして、今回提案させていただいたことについては、私どもとしてはやらなくてはならないことをきちんとやってきたということでもあります。

それから今回、議案に関連のことについてのみ、ご質問に答えさせていただきますし、大分郡から採用が多いとか少ないとかいうことについては私は全く考えておりませんし、今日初めて聞きましたので分かりません。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 教育委員長にお尋ねの件でご答弁申し上げたいと思います。

（発言する者あり）（「教育委員長に答えさせてよ。後は教育次長に答えさせますというならいいけど、最初からあなたが答えるというのはどういうことね。委員長に尋ねているのに。」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 教育委員長を仰せつかっております二宮勝利といたします。よろしくお願い致します。先ほどの質問の中で、今、次長がお答えしようとしたのは、色んな経過についての部分につきましては次長の方からお話をしたいというふうに思っております。定例の7月の教育委員会を28日の月曜日、午後3時から開催をしました。その中で、審議の中身に関する重要な点でございますが、地方公務員法の第29条、懲戒と。ご承知のとおりであります。その部分にこういう項目があります。職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、それから、全体の奉仕者たるに相応しくない非行のあった場合というのがございます。それから、第33条に

は、信用失墜行為の禁止ということで、職員はその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないと。今回の一連の二宮政人教育長が県教委在職中に関わった、そういうことにつきましては、こういうふうな懲戒や信用失墜行為というところに大きな問題があり、教育全体に与える影響も大きく、また信頼をなくしたと。慎重に定例の委員会で審議を致しました結果、懲戒免職処分に値すると。そういう結論の審議を致しました。以上でございます。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） それでは、補足してご回答いたしたいと思います。教育委員を市の懲罰委員会にかけたのはなぜかという質疑についてお答えをしたいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条の方に第3項として、教育長は委員としての任期中在任するものとする。但し、地方公務員法第27条、28条及び29条の規定の適用を妨げないという形の項目がございます。これを適用しまして一般職と同様の形で懲罰委員会にまず審議をいただいて、その後、教育委員会の方で決定したという経緯になっております。

それからもう1つは、教育長任命した分と教育委員会で罷免を市長の方をお願いするのが筋ではないかということですが、当然、教育委員会で決定した後、本人に懲戒処分書を受領していただいて、その後市長の方に報告して、今回の委員の罷免の議会になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは、由布市職員分限懲戒審査委員会につきまして答弁申し上げます。職員の処分につきましては、この審査委員会にかけまして検討を致します。もういっこ前にあります懲戒審査委員会、これは一般職の職員ではなくて非常勤で選出されている職員についての懲戒審査でございます。一般職員につきましては分限懲戒審査委員会の方でいたします。規則の4条に審査委員のメンバーが記載をされております。副市長、教育長、総務部長、総務課長、職員の所属する部課長、委員長が特別に必要と認める時は臨時委員ということで、今回につきましては、副市長、教育長も不在でございますから総務部長を委員長として、委員会を発足いたしまして、大久保総務部長、高田教育委員会教育次長教育長職務代理者、総務課長の工藤、職員の所属する部課長ということで教育委員会河野教育総務課長、臨時の委員といたしまして、米野会計管理者を選出いたしまして、この5人のメンバーで審査をいたしたところでございます。委員長につきましては、副市長、教育長共にいませんので、順番でいきまして総務部長に委員長ということで選任をして実施をしたところでございます。以上でございます。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 総務部長でございます。8番議員のご質問にお答えをいたします。

まず、先般、処分をいたしました会計課の職員の件でございますが、権限のない職員を処分したということについてでございますが、今回の議案に関連がないと考えておりますので答弁は控えさせていただきますと思います。次の企業会計職員の部長が形骸化しているのではないかとこの質問があったかと思いますが、これにつきましても今回の議案に関連がないと判断しておりますので答弁は控えさせていただきますと思います。それから、様式の整備、それから、市長の減給についての内規があるのかということにつきましても、今回の議案と関連がないと判断を致しまして答弁は控えさせていただきます。以上でございます。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 実は昨日、県の教育委員会が10年前にさかのぼって調査を行なうと、OBについては協力を願うと。市長自身もOBで、ちょうど人事担当でね、該当するんですよ。そしてまさに、あなたが在職していた時にあなたの上司である郷司さんや田中さんがそういうふうには言っておられる中での、直接の担当者であったあなた自身がそれに対してどういうふうにしてたというのが一番気になるわけですね。だからそのことを知っていたのなら既に任命する時から知っていたにも拘らず、逮捕されたからやむなく罷免すると、じゃないかというふうにはこっちのほうが考えなくてもそう考えるんですけどね。一般的にはそういうふうには受け取られているのではないかと思うんですけどね。そこ辺についてどうなんだということをきちっと言う必要があると思うんです。その点について何も触れてなかったのとお答えいただきたいと思います。

さて、十分検討したと言われることなんですけども、私は全く検討されてないのではないかと思うんですよ。今日、議会の罷免の同意をいただくことについて。こんなに日にちを空ける必要は全くなかったと。9日に辞表が出た時に、あなたは辞表は受け取らないで罷免すると言っている訳でしょ。だったら、なぜすぐ罷免をしなかったのですか。その点について検討した中身をもう少しきちっと教えてもらえませんか。あなたは、十分検討したと答えたんですけど。

さらに非行の中身なんですけども、どうも、逮捕、由布市の信用を失墜したところに重点が置かれて、教育行政を著しく歪めたと。あろうことか採用試験に手心どころか入れ食ってですね。半数の、彼の場合が一番多いですね。40名中25名だから。後の人は15名だから、そういう意味では50%と40%の違いでしょ。しかし、郷司さんが言っていたのは20%はそれまでずうっとしとったというんですね。だから、非行そのものについてきちっとこの中で謳われていないのですよ。結果的にその逮捕されたことが著しく信用を失墜されたとかいろいろ言っているけども、だからその非行についてきちっと、私は、重大な教育行政に対する犯罪について触れるべきじゃないかと思うんで、先ほどそう言うふうには言ったわけです。未だにまだ逮捕されたことのみが問題であって、逮捕されなければ別にこのまま済ませていたのではなからうかというのが、この提案理由からすれば、これしか伺われないんです。

さて、教育委員長にお尋ねします。あなた自身が分からないので次長に答えさせるのかどうか分かりませんが、なぜ、教育委員という特別職の人を職員の分限懲戒審査委員会にかけるかと。あなたの名前でかけたのでしょ。そのことを聞いているわけだから、的確に答えて下さいよ。そのさっき言った法律の引用は、特別職でもそういう処分が出来るということだけなんですよ。ところが、由布市の懲戒処分委員会の規則は、きちっと職員のみに限ってそれをやるというふうに条文で書いているんですね。特別職なんて触れてないんですよ。それを一般職と見做すなんて勝手に言っているだけであってね。先ほど、職員懲戒審査委員会は非常勤の職員に限ってということをおっしゃったので、現在、それがいいのかどうかを、どういうふうに機能しているのか、後でまた答えて下さい。

もっと問題なのは、受理したらと先ほどおっしゃいました。受理しなければ効力が無いとここに書いているんですね。本人に文書を渡さなければ効力発しないように書いているのですよ。この懲戒免職は。本人の意思は辞職ですからね。意に反するそういう処分については、直接本人に文書を渡して効力を発するように書いてあるんですね。先程のを聞いていると、文書がまだ渡ってないような感じがするんですけど、それが、昨日か、一昨日か、の時点で本人に行き着いているのかどうか、それをきちっと答えて下さい。きちっと受理したのかどうかね。先ほど、懲戒免職したら罷免を市長に要請すべきではないかと言ったのは、この議案が出された経過を考えて、そういうふうにしたらこの提案理由はおおむねというだけの話で、私としては直ちに罷免して、懲戒処分もひたたくれもなしに、教育委員の職を解くと、9日の辞表が出された翌日ですか、翌日が出なければ翌々日でもそれをやるというのが妥当だと思ったんですけどね。そういうふうに考えなかった十分検討した中身については改めて答えるようですから、その中で比較させていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 10年前の採用関係ということで、私もその時に一緒に居ったわけでありまして、今の組織とはちょっと違いますが、私は採用の事務には外されておったと。そういう状況の中で、担当事務職員と課長と、そして、教育次長、教育長という線で事が決定されておりました。私が点数のことについては殆んど知らなかったと。私は採用事務については、論文の採点を徹底的にやってきましたわけでありまして、今のようなこういう参事がそういう事務を取り扱うという状況は、何時ごろなったかは分かりませんが、私の時にはそういうことはありませんでしたから、私は知らないということになります。

それから今回の、先ほどの教育委員会の話もあるんですが、教育長は特別職ではないかというんですけども、昭和38年に文部省の、何局長だったか、初等中等局長だったと思いますけど、はっきりしません局長名は。教育長は常勤の一般職と見做すという文部省の通達が行なわれてお

りまして、そこではっきり文部省の方から、教育長は常勤の一般職ということが決定したと聞いていいと思います。そういうことから今回の職員としての処分であります。それから、検討につきましては、やはり、分限処分検討委員会も検討致しましたし、私自身も色んな状況を判断しながら、悩みながらも、どういうふうなのが良いのか、どういう形が良いのかということで、人間的側面の情もありますし、色んなこともあります。ですから、そういうことも含めて検討を加えて、今回の分限処分としたわけでありまして、決して遅いとは考えておりません。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） ただ今ありました私への質問の中身についてであります。今、市長の方からも触れられたとおりであります。教育長は特別職ということですが、5人の教育委員の中で教育長のみ常勤の、分かりやすく言うと教育委員会事務方の一番トップということになります。他の4名の委員とはちょっとそういう職務上の内容が違うということでございます。ですから、常勤のということで、一般職というふうに受け止めた上で定例の教育委員会でそのように判断をしたわけでございます。そういうふうになるまでの詳細な詳しい経過に、それを判断する上での次長を中心とした教育委員会の方で経過の説明については受けておりますので、次長の方から分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） ただ今、教育委員長の方が申し上げたとおり、教育委員に選任されて教育委員の5人の中で教育長を互選します。その時点で教育長については常勤の一般職という形で見做しております。それから、懲戒処分書を本人がちゃんと受理したかという点でございますが、昨日でございますが、15時31分、刑務官を通じて文書の差し入れを行ないまして、受領書を本人の自筆でいただいております。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 先ほどのご質問にお答えいたします。由布市職員懲戒審査委員会につきましては、現在、設置をされておられません。この委員につきましては、選任につきましては議会の同意等も必要になりますので、現在のところ設置をされておられません。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 何時罷免するかということについては、若干考えの相違があろうかと思っておりますが、私自身は直ちにすべきだと思えます。それなりの理由は、その時に出来たはずだと思えます。最後一番ひっかかったことなんですけれども、本人が受理していなければこれがさまたちになってしまうと、先に罷免が出てきて、懲戒処分がずうっと出来ないような状態になるんじゃないかと思ったんですけれども、そういう点で言えば、その段取りは出来たんだと思えます。

さて、38年の文部省通達を後で下さい。あくまでも見做すということであって、特別職を一般職員として扱って、そういう懲戒処分の委員会にかけると私はならないと思うんで、こっちで精査したいというふうに思います。さらに、今の点で言えば、自治法の施行規則に定めるこの職員の懲戒に関する必要な事項を定めるというふうになってますけども、この施行規則が先ほど言った非常勤の職員云々と書いてあるのかどうか、そこ辺分かりやすく説明してほしいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 教育長につきましては特別職であります。地公法上も一般職ということで取り扱っておりますから、そのことにつきまして、教育委員会からこの分限調査委員会に審査依頼がきまして、それを受けて審査委員会を開催し、報告をしたということになっております。ですから、教育長につきましては一般職の取り扱いということで、処理をいたしてきたところでございます。以上でございます。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 20番です。今、8番議員の質問、質疑で大方内容が把握できたんですけど、1、2点確認の意味でお尋ねしたいと思っております。とにかく現職の教育長を懲戒免職にすると。それを受けて罷免の議案を提出すると。このこと自体が前代未聞の案件であろうかと思えます。非常にこのことに関して残念に思うわけでございますけども、先ほど来から出てます二宮氏からの辞職願を出された時点で、なぜ、受理しなかったのかということがまず1点。

それから今日まで延びまして、昨日の日付において罷免ということでございますが、それまでの教育長の給与に関して、どうように対応されるのか。また、退職金についてもどういう扱いをするのか、お願いをしたいと思います。それから、私としてはこの議会には早く、そいいう退職願は受理して新しい教育長の選任議案が、この日ぐらいには出来るべきではないかと、また、すべきではないかと思うわけですが、新しい教育長に関しての選任議案を提出する時期について、何時ごろになるのか、また、その目算があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 質疑にお答えいたします。給与については、逮捕は7月4日ございました。7月5日からは欠勤扱いということで給与の支給はいたしておりません。これにつきましては、職員の給与条例、教育長の給与条例もございまして、細かに定めてない部分がございますので、職員の給与条例も準用しながら支給をしてないということになっております。退職金につきましては、懲戒免職処分を受けた場合には支給されないということになっておりますので、支給はされないということになろうかと思っております。以上です。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 受理の問題でありますけども、辞表が教育委員としての辞表、それから、

教育長としての辞表が出ておりました。私は、こういう重大な問題は、ただ受理ということで済まされることではないという判断から受理をしなかったわけでございます。新しい教育長については早急に考えて、そして、選んで提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 教育委員長にお尋ねをいたしますけども、教育委員会を招集したのが昨日ということでしたんですが、その退職願が出されてから以降、開いてないということなんでしょうか、それ確認したいのが1点と。その給与に関しましては、教育公務員特例法によりますところの由布市の教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の中に、給料、第2条の中に、の3項に、教育長は、任期満了、辞職、失職、罷免、死亡等によりその職を離れた時は、その当日分まで給料を支給するとあるんですね。だから、5日までではなくて、休職でも、28日、昨日ですか、29日ですか、それを払うのですか、それを確認したいのです。この2点。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） ただ今のご質問の件にお答えします。逮捕された日にちから、先般の定例の教育委員会まで臨時の教育委員会等は開催しておりません。先ほど申しましたように、7月28日の午後3時から定例を、7月の定例を開いたということであります。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） お答えします。議員おっしゃられる条例につきましては、教育長の給与、勤務時間等に関する条例の第2条第3項によりまして、先ほど申されたとおりでございます。これにつきましては、給与の減額等についての、勤務時間等について第6条には規定がございますが、具体的なものは記載されておりません。それで、由布市職員の給与に関する条例の第14条、給与の減額という項目がございます。そこで、欠勤については減額をして支給をするということで、全部減額で支給をしてないと。4日までは日割りで支給をしておると。5日以降は欠勤で支給をしてないという取り扱いをいたしております。以上です。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 教育委員長に残念なお答えをいただいたんですけど、こういうふうな重大な事態が起こった時に、教育委員会を開いたのが28日というようなことを言われました。実はその前に、3時から開いたということなんですが、その前に我々の情報の中に、既に教育長の懲戒免職ということが、こういう処置をするんだということの前提にした話し合いの場を、我々招集を受けているんですね。こうした中で教育委員会がその後開いたというようなことでは、ちょっとその今言われておる教育委員会の形骸化と。これを指摘されても仕方がないんじゃないかと思うんです。こういう非常時の中です。状況は分かりましたけども、今後はこういうことのないように要望をしておきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 教育委員長。

○教育委員長（二宮 勝利君） 議員から貴重なご意見をいただきました。私も教育委員に任命をされまして、合併して2年半、もう少し経ってますね。教育委員会の中でも、今、議員さんが申されましたような、教育委員の役割とは何かということをごです、真剣に委員で議論をしてまいりました。これは当たり前のことでもあります。今後は、今まで以上にそういう面につきまして、教育委員の果たす役割はということにつきまして、お互いに研修を深めて、そして教育委員会の事務方、学校現場等と連絡を密にしまして、信頼を損ねたわけでもありますので、回復に向けて全力投球をしたいというふうに、先般の定例の25日の時にも共通理解をいたしているところであります。今後とも頑張っていくというふうに思っております。以上であります。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。これから討論を行いません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。これより、議案第57号を採決します。本案は、これに同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、議案第57号、教育委員会委員罷免については、同意することに決定しました。

○議長（三重野精二君） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了をいたしました。

○議長（三重野精二君） 市長、閉会のあいさつ。

○市長（首藤 奉文君） 閉会のごあいさつを申し上げます。

平成20年第2回の臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

今臨時会は、二宮政人教育委員の罷免という議案につきまして慎重にご審議をいただきまして、罷免にご同意をいただきまして誠にありがとうございました。今後につきましては、小学校の統合問題を始めとして、由布高校の連携型中高一貫教育導入による存続に向けた取組み等当面する課題が多い由布市の教育行政を停滞させることのないよう、早期に後任の教育委員を選任し議会の同意をいただきたいと考えております。

また、暑い日がまだ続くと思われましても、どうか健康にご留意をなされ、議員活動にご活

躍されることをご期待申し上げ、閉会にあたりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。
どうもありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上を持ちまして、本日の臨時会を終了いたしました。閉会にあたり私から要望とお願いをいたしたいと思います。大分県教委の汚職事件に鑑み、当市の教育長が7月4日未明に逮捕という極めて重大な事件が発生いたしました。以来、由布市の教育行政のトップが不在となり、市民はもとより、保護者、児童、生徒に動揺、不安をいただいた本事件は、教育長の罷免という由布市が合併し新市誕生後の歴史に残る汚点として継承されることは、私にとっても残念極まりない事件であります。

さて、由布市も職員の不祥事、副市長の公務中の交通事故の急逝による不在、教育長の罷免、さらに代表監査の病気辞職届と、まさに非常事態となっております。市長におかれましては、職員共々にこの非常事態を乗り切ることを切にお願いをしておきたいと思っております。さらに、由布市政の再起を目指すために早急に人事体制の確立を図り、教育行政の確立や歴史的な国民体育大会の受け入れ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりが早期に確立できるよう要望します。

結びに、いよいよ暑さが本格的になります。市長並びに職員各位におかれましては健康に留意され、今こそ首藤市長の下、職員が一致団結の中で由布市の再起に向けてのご奮闘を期待します。

また、議員各位には健康に十分ご留意の上、議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げます。閉会にあたりましてのお礼のあいさつといたします。

これにて、平成20年第2回由布市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員